

春日部市商工振興委員会条例の一部を改正する条例

春日部市商工振興委員会条例（平成17年条例第124号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(組織) 第4条 委員会は、委員 <u>6人以内をもって</u> 組織する。	(組織) 第4条 委員会は、委員 <u>10人以内で</u> 組織する。

附 則

この条例は、平成24年6月24日から施行する。